

いきいき とうしん

平成30年11月号

健康宣言企業をご紹介します（平成30年度上半期）

平成30年4月から9月までに健康宣言をし、健康経営に取り組まれている事業所一覧です。健康宣言事業にご参加いただきありがとうございました。

山口県内では平成30年9月末時点で170社が健康宣言をし、健康経営に向け取り組まれています。



山陽小野田市	周南市
小野田商業開発 株式会社	株式会社 ハッタ山口
富士運輸 株式会社	株式会社 あかつき
富士自動車 株式会社	岡寺産業 株式会社
富士商 株式会社	あんしんネット山口 株式会社
富士産業 株式会社	株式会社 ライフデザイン
富士海運 株式会社	徳山商工会議所
西部特アス 株式会社	防府市
小野田通運 株式会社	株式会社 丸久
共同産業 株式会社	防府通運 株式会社
山陽商工会議所	株式会社 きらら地域ブランド印刷
有限会社 西部自動車販売	防通トランスポート 株式会社
下関市	大村印刷 株式会社
株式会社 RR	株式会社 三友
株式会社 林材	長門市
合同会社 アズユー	有限会社 ライフサポートながと
芝田建設 株式会社	医療法人 生山会
株式会社 テレトピア	深川養鶏農業協同組合
株式会社 ひびき精機	株式会社 アルミネ 三隅
下関商工会議所	岩国市
株式会社 松岡	株式会社 中国警備保障
山口市	株式会社 サンオーク
健康保険組合連合会山口連合会	岩国商工会議所
公益財団法人 やまぐち農林振興公社	萩市
株式会社 ネクト	株式会社 訪問看護ステーション陽向
医療法人 協愛会 阿知須共立病院	松美屋醤油 有限会社
株式会社 東海総合保険事務所	株式会社 アルミネ 川上東
山口県社会福祉事業団	柳井市
大同化工機工業株式会社 山口工場	柳井商工会議所
美祢車輛センター 株式会社 山口工場	三新化学工業 株式会社
宇部市	特定非営利活動法人 松久会
有限会社 UBEデンタル・ラボ	下松市
都市産業 株式会社	株式会社 光洋金属防蝕
有限会社 宇部保険サービス	下松商工会議所
エネックス 株式会社	光市
宇部商工会議所	光商工会議所
ドボクリエイト 株式会社	美祢市
有限会社 ニシムラ商事	宇部サンド工業 株式会社
株式会社 ハウスサポート	合計64社（平成30年9月末時点） 敬称略



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

健康経営に向けた取り組みをお願いします

健康経営®とは

▶ 従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと

協会けんぽ山口支部下半期も引き続き健康経営に取り組む事業所をサポートいたします。現時点で健康宣言事業に未エントリーの事業所様へ、健康経営に興味をお持ちの場合、まずは制度へのエントリーをお願いいたします。

健康経営といっても何をどう取り組んだらよいかわからないという方もおられると思いますが、健康経営は決してハードルが高いものではありません。毎朝体操を行う、ノー残業デーを設定する、健康測定機器を設置するなど比較的取り組みやすいものもございます。以下に取り組み例を掲載いたしますので、ご参照ください。

事業所で一丸となり継続的に取り組んでいくことが従業員の健康増進や事業所の活性化につながりますので、ぜひともご検討ください。



◀健康経営に向けた取り組み例▶

① 健診等

- ・ 会社員の定期健診の受診率、100%完全実施
- ・ 健診に胃がんリスク検査、便潜血検査を追加し、有所見者へのフォロー実施

② 健診結果の活用

- ・ 健康診断後、結果の管理
- ・ 要治療者に対する受診の呼びかけと特定保健指導の実施

③ 健康づくりのための職場環境

- ・ 休憩室に体重計を設置
- ・ 健康づくり担当者による計画の立案・目標の作成
- ・ リーフレット等の配布で健康情報を提供している
- ・ 協会けんぽHPの健康情報及び健康レシピの情報提供（月2回）



④ 健康行動の提起

- ・ インフルエンザ予防接種を受ける人を増やす為、費用の補助を半額から全額に変更した
- ・ 感染症予防の研修会
- ・ 糖尿病や歯周病に関する情報提供をする

⑤ 運動・食事対策

- ・ DVDでの健康体操の取り組み
- ・ 始業前に組織的に体操を実施

⑥ たばこ対策

- ・ 喫煙場所を限定する、会社敷地内禁煙
- ・ 禁煙手当の支給を開始した

⑦ 心の健康

- ・ ストレスチェックの実施
- ・ メンタルヘルス対策
- ・ コミュニケーション増進を図るためのイベント

▶ このほかにも、独創的な取り組みをされている企業が多数あります！



▽健康宣言事業に関するお問い合わせはこちら

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ

電話（直通）083-974-0531

生活習慣病予防健診の集団（検診車）会場（被保険者の方）

お近くに健診実施機関が無い場合は、下記会場にて健診を実施しますので、ぜひご利用ください。

お申込みの場合は、まずご希望の日付の健診を行う健診実施機関にお電話でご予約をいただき、その後「生活習慣病予防健診申込書」を協会けんぽ山口支部へご提出ください。

なお、31年2月の実施日につきましては、後日ホームページへ掲載しますので、ご確認をお願いします。

実施日	地域	健診の種類	実施場所施設名 (所在地)	健診機関・連絡先
12月14日(金)	宇部	一般 + 子宮	ノートルダム宇部 (宇部市神原町2-7-1)	福岡健康管理センター 092-611-6721
12月18日(火)	宇部	一般健診	ヒストリア宇部 (宇部市新天町一丁目1-1)	ヘルスポートクリニック山口 092-622-0398
12月21日(金)	下関	一般健診	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町3-3-1)	
2月予定	岩国	一般健診	平安閣(リビエールへいあん) (岩国市麻里布町4-8-8)	福岡健康管理センター 092-611-6721
2月予定	長門	一般健診	ルネッサながと (長門市仙崎818-1)	

ご家族の健康のために（無料の特定健診のおすすめ）

40歳～74歳の被扶養者（ご家族）の方で今年度に特定健診を受診されていない方へ、10月末に無料の特定健診のご案内を送付しています。

（実施月：31年1～3月）

「骨密度検査」や「血管年齢測定」といったオプション検査も無料となっておりますので、ご家族の方でまだ特定健診を受けられていない方がいらっしゃいましたら、この機会にご利用をお勧めください。

この健診は、生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための特定保健指導を受けていただくことを目的としています。健診を毎年受診するメリットは、経年的な健康状態の変化を確認できることです。健診結果からメタボのリスクが高かった40歳以上の方に、「特定保健指導」（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）を実施しています。特定保健指導のご案内が届きましたら、是非ご利用ください。

平成30年10月よりご家族の方を扶養家族として 申請する場合の添付書類が変更になります

任意継続健康保険の扶養家族になるには、法律等で定められている一定の条件を満たすことが必要です。平成30年10月より、扶養家族の条件を満たしていることを、以下の添付書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
同居している場合 被保険者(本人)と	①収入を証明する書類(16歳未満の場合、省略可能) ・所得証明書、非課税証明書 など	①身分関係(続柄)を証明する書類 ・戸籍謄(抄)本または続柄の記載された世帯全員の住民票 ②収入を証明する書類 ・所得証明書、非課税証明書 など ③同居していることを証明する書類 ・世帯全員が記載されている住民票
別居している場合 被保険者(本人)と	①収入を証明する書類(16歳未満の場合、省略可能) ・所得証明書、非課税証明書 など ②仕送り額の確認できる書類(16歳未満または学生の場合、省略可能) ＜振込の場合＞預金通帳等の写し ＜送金の場合＞現金書留の控え(写し)	①身分関係(続柄)を証明する書類 ・戸籍謄(抄)本 ②収入を証明する書類 ・所得証明書、非課税証明書 など ③仕送り額の確認できる書類 ＜振込の場合＞預金通帳等の写し ＜送金の場合＞現金書留の控え(写し)

- 扶養家族の認定を受ける方の年間収入は130万円未満であることが必要です。
なお、扶養家族の認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は、年間収入が180万円未満であることが必要です。
- 別居している場合で、扶養家族になることが可能なのは、被保険者の祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟(姉妹)に限ります。

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関(入院・外来別)・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました**。まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。

